

令和8年度第2回つくば市公共交通活性化協議会 次第

日 時：令和8年(2026年)9月15日(火) 14時00分～

場 所：つくば市民センター3階大会議室A・B

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 審議案件

案件1 路線バス・つくば石下線の廃止と廃止後の対応について

(2) 報告案件

案件1 つくバス停留所の環境整備について

案件2 8-10交通計画点検・評価及び交通施策検討業務委託について

案件3 つくタク乗降場所の廃止について

4 その他

5 閉 会

■配布資料一覧

令和8年度つくば市公共交通活性化協議会 委員名簿

令和8年度第2回つくば市公共交通活性化協議会 席次表

資料1-1 路線バス・つくば石下線の廃止について

資料1-2 路線バス・つくば石下線廃止後の対応について

資料2 つくバス停留所の環境整備について

資料3 8-10交通計画点検・評価及び交通施策検討業務委託について

資料3別紙 公共交通の利用に関するアンケートの調査票

資料4 つくタク乗降場所の廃止について



審議案件 1

資料 1 - 1

つくば市公共交通活性化協議会 路線バス・つくば石下線の廃止について

2026年9月15日
関東鉄道株式会社

01 路線廃止の背景

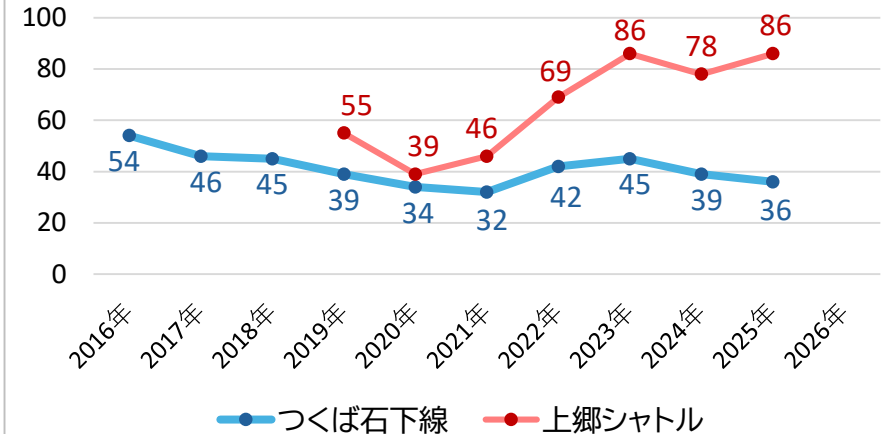


- ❑ 運転士不足問題は、いわゆる2024年問題でより深刻化、直近で約5%の運転士が不足。
- ❑ 大規模な減便により対処してきた結果、一部路線ではラッシュ時間帯の乗り残しが発生。
- ❑ 一方、運行システムの約4割が密度5人未満の閑散路線であるほか、一部コミュニティバスと重複運行するなど、限りある輸送力が有効活用されているとは言い難い状況。
- ❑ つくば石下線は、一部区間がつくバス上郷シャトルと重複しており、運賃の相違等により利用者は減少傾向で、増加に転じる見通しは立たない。

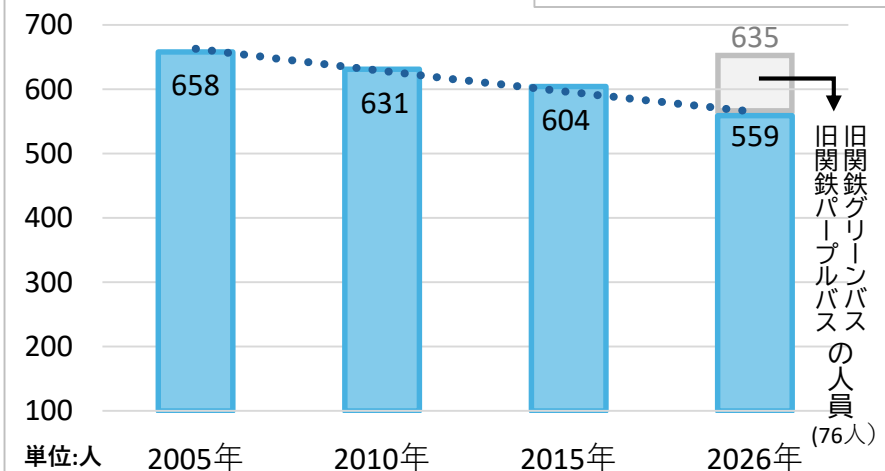


このような背景を踏まえ、**当社路線を廃止し、運行をつくバスに集約**する提案をさせていただきました。

輸送人員の推移



運転士数の推移

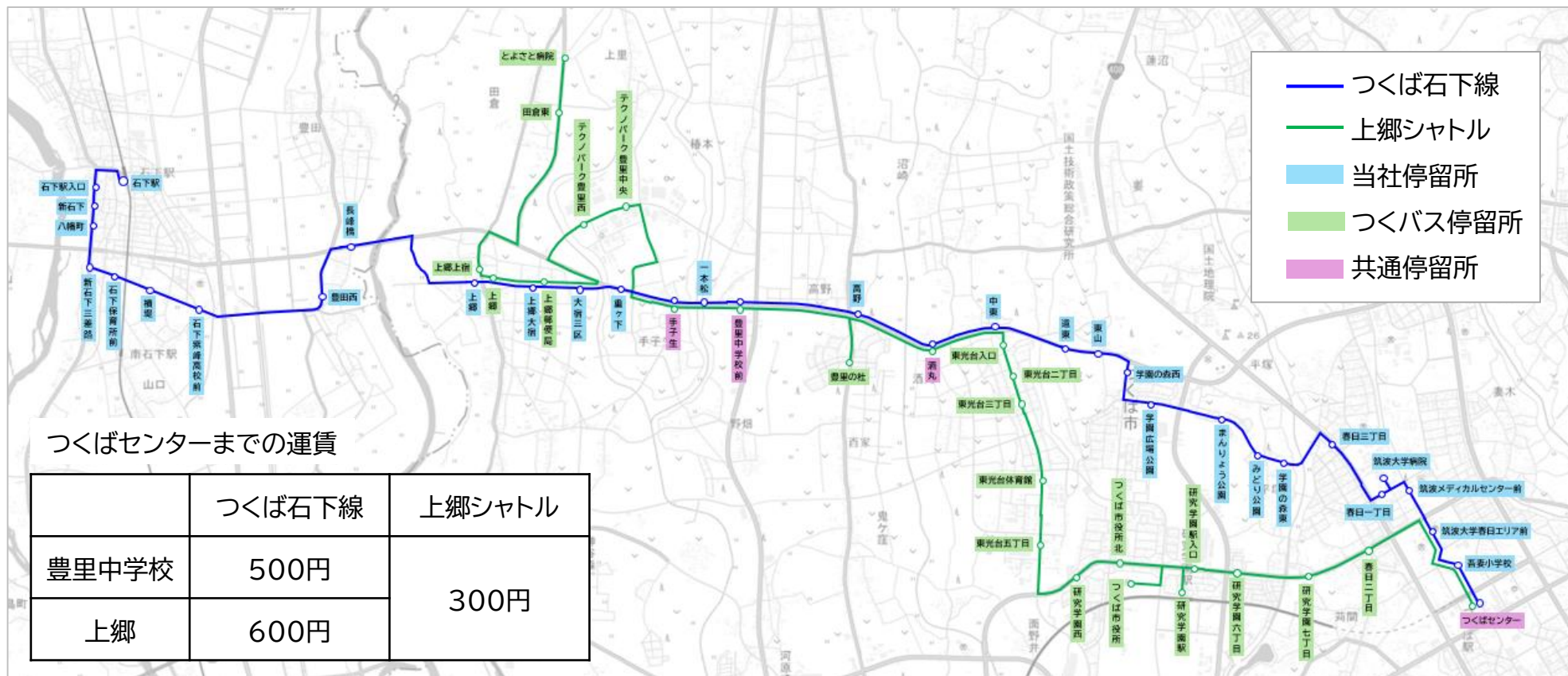


※ 2024年7月に乗合バス関係会社を統合しています。

02 つくば石下線の現況

地域のふれあいパートナー

関東鉄道



運行区間	石下駅～上郷～つくばセンター ※一部便は土浦駅まで運行
系統キロ	17.3km(土浦駅発着28.2km)
運行回数	平日 6便(うち土浦駅発着2便) 土曜日 2便(うち土浦駅発着1便) ※日祝日は運行なし

路線収支(2025年度実績)

運送収入	9,263千円
営業費用	11,453千円
営業損益	▲2,190千円 (収支率80.9%)

03 今回協議頂きたい事項

地域のふれあいパートナー

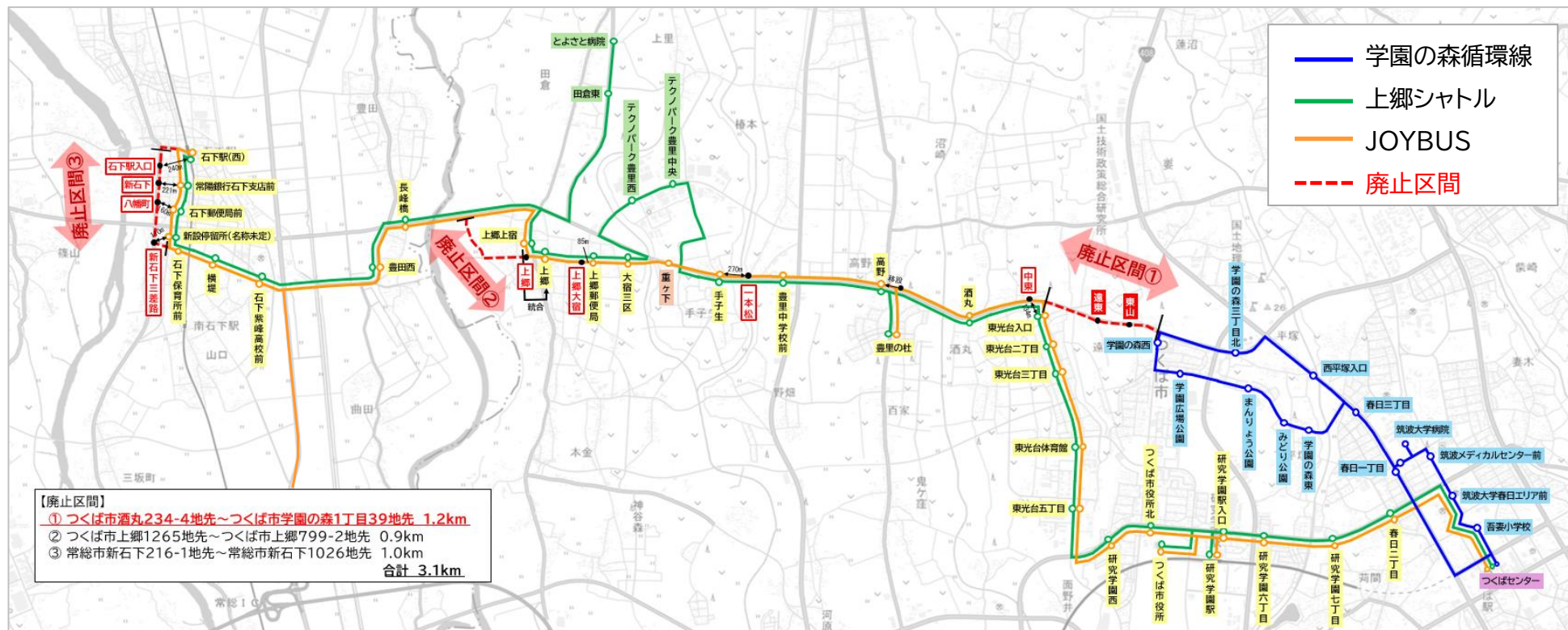
関東鉄道



- つくば石下線の廃止後は、つくバス(上郷シャトル)・JOYBUS(新設路線)・学園の森循環線(当社新設系統)で補完することで整理しています(詳細は『資料1-2』でつくば市より説明)が、つくバス及びJOYBUSの既存路線を優先するため、下図の3区間については、廃止とさせていただきます。
- 廃止区間のうち、区間②及び③は、近接300m以内に既設停留所が存在するため、お客様の利便を阻害しないものとして整理できますが、区間①は、近接300m以内に既設停留所が存在しないため、本協議会にてご協議願います。

■ 当社停留所 ■ 上郷シャトル停留所 ■ JOYBUS停留所 ■ JOYBUS・上郷シャトル共通停留所

■ 廃止停留所(利便性を阻害しない) ■ 廃止停留所(今回協議いただく停留所)



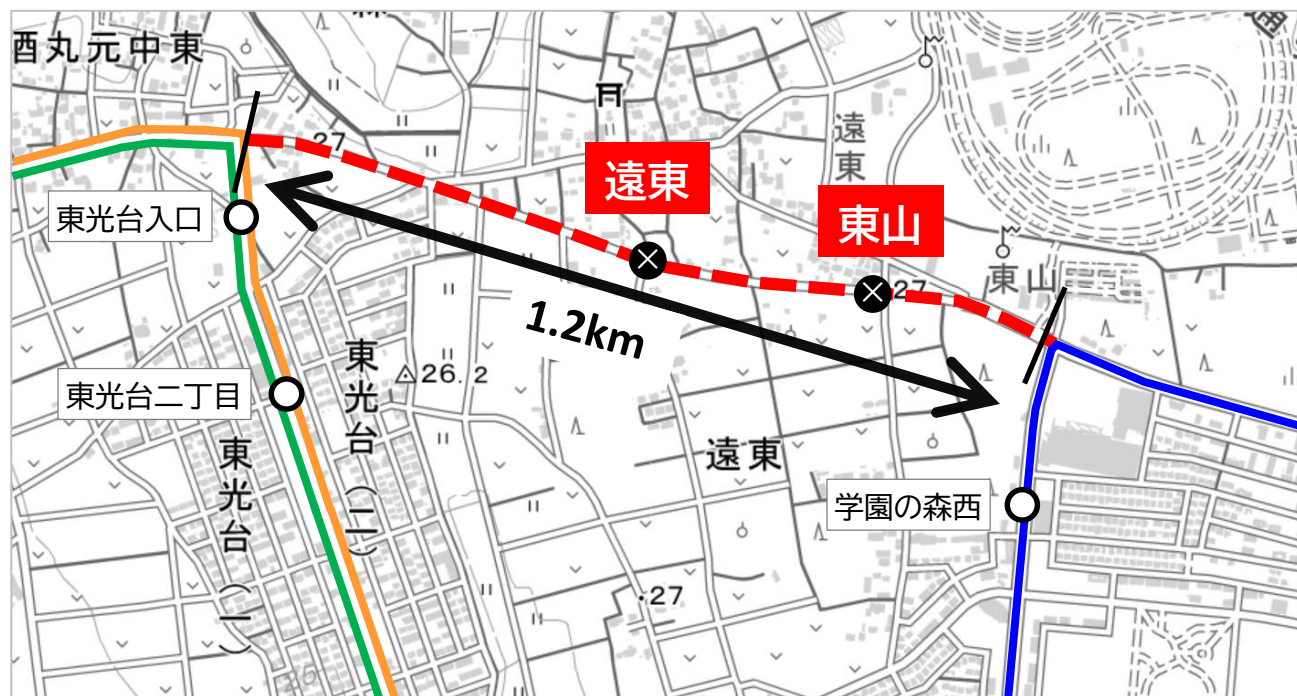
04 廃止停留所の現況

地域のふれあいパートナー

関東鉄道



- 今回の廃止区間には、停留所が2ヶ所(東山と遠東)があり、いずれも廃止となります。
- 廃止停留所のご利用状況は、以下のとおり僅少で、沿線住民の皆様への影響は極めて少ないと考えられます。



廃止停留所の乗降客数

	つくば行き		石下行き	
	のり	おり	のり	おり
東山	0人	0人	0人	0人
遠東	1人	0人	0人	0人
合計	1人	0人	0人	0人

※当社乗降調査結果より(2025年7月実施)

--- 廃止区間



廃止停留所

— 学園の森循環線

— 上郷シャトル

— JOYBUS

05 学園の森循環線の概要

地域のふれあいパートナー

関東鉄道

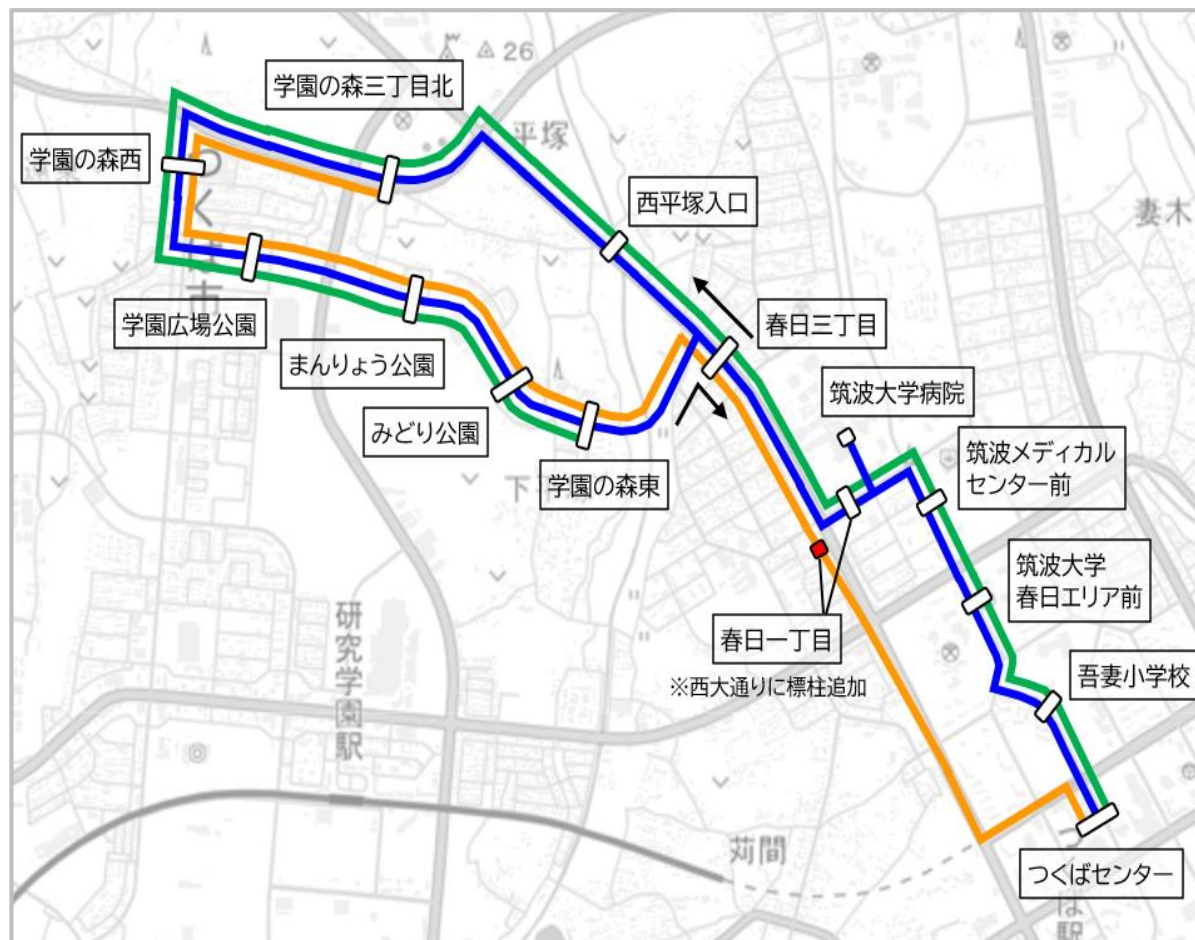


学園の森地区や筑波大学病院への移動手段を確保することを目的として、学園の森循環線を新設します。これにより、学園の森地区～つくばセンターは、現行の6往復から増便されることになり、利便性が向上します。

運行区間	つくばセンター～筑波大学病院～学園の森西～つくばセンター
系統キロ	9.9km
運行回数	10回
運行時間帯	概ね6時台～18時台

※運行計画は、現時点でのものであり、今後変更となる場合があることをご承知おください。

- つくばセンター～筑波大学病院～学園の森西～つくばセンター
- 学園の森三丁目北→学園の森西→つくばセンター(始発便)
- つくばセンター→学園の森西→学園の森東(最終便)



※朝ラッシュ時は、学園の森地区からつくばセンターへの速達性を高めるため、学園の森→つくばセンターは、始発便ルートでの運行を検討。(つくばセンター→学園の森は、筑波大学病院経由で運行)

06 施策の効果と今後のスケジュール

地域のふれあいパートナー

関東鉄道



■ 施策の効果

【現行】 つくば石下線	車両	2両
	人員	2人



【再編後】 学園の森循環線	車両	1両
	人員	1人

▲1両・▲1人の効率化が図れる。
→運転士不足状態の緩和に寄与。

■ スケジュール（つくば石下線廃止及び学園の森循環線新設関係）

2026年 9月2日	茨城県地域交通政策推進協議会へ路線廃止の協議申し出
9月15日	つくば市公共交通活性化協議会にて協議（本日）
9月下旬	事業計画変更（路線廃止・つくば石下線）の届出
10月20日	常総市公共交通活性化協議会へ報告
12月下旬	事業計画変更（運行計画・学園の森循環線）の届出 お客様への周知
2027年 4月1日	実施

路線バス・つくば石下線廃止後の対応について

令和8年(2026年)9月15日
つくば市公共交通活性化協議会
(事務局:つくば市都市計画部総合交通政策課)

つくば石下線廃線の概要

廃線の概要

関東鉄道(株)は、利用者減少や路線競合の解消を背景に、令和9年3月を目途に路線バス「つくば石下線」を廃線予定

廃線の影響

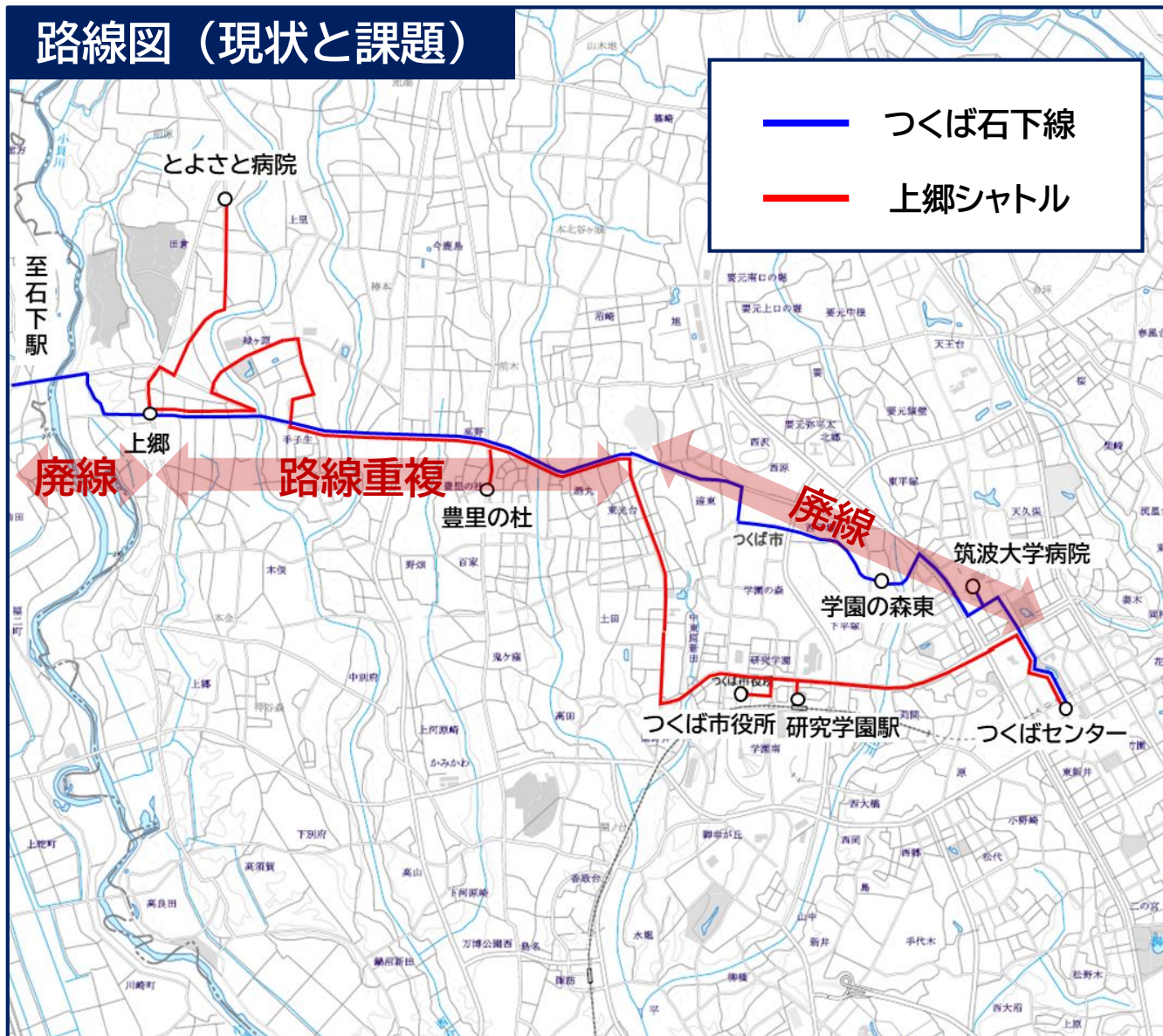
つくば市

- 学園の森三丁目地区や豊里地区等における**通学・通勤の利便性低下**
- つくばセンター～筑波大学病院・筑波メディカルセンターにおける**通院の利便性低下**

常総市

常総市内からつくば市内への**通学・通院等の利便性低下**

路線図（現状と課題）



つくば石下線廃線の代替案

①上郷シャトル+JOYBUSの再編 (R9.4~)



上郷シャトル (つくバス)

一部便の石下駅への乗り入れ



JOYBUS (常総市コミュニティバス)

上郷シャトルの経路を空白時間帯に運行

効果

- つくば市:上郷シャトルの実質的な増便、豊里地区※から常総市方面への通学需要の確保
- 常総市:つくば市方面への移動機会を確保でき、通学・通院・日常の買物等の利便性向上が期待

※ 豊里地区 (上郷、酒丸、高野、豊里の杜、遠東) では、水海道・下妻・石下方面へ通学する高校生が約50名いることを確認

②路線バスの新設 (R9.4~)

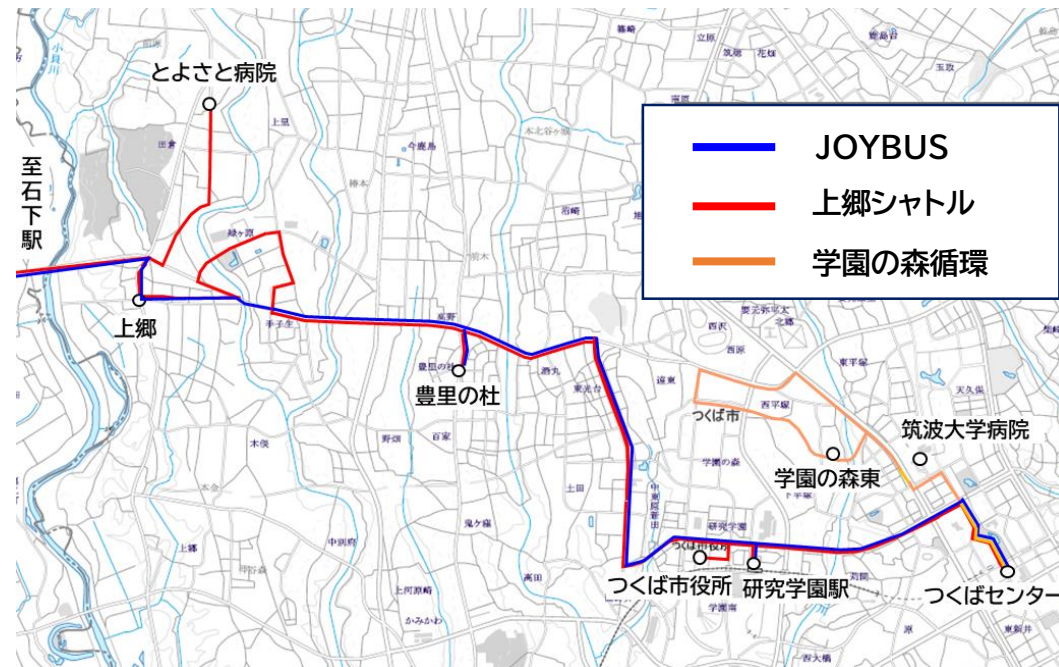
関東鉄道(株)では、交通空白地帯となる学園の森三丁目周辺において路線バス「学園の森循環」を運行予定

効果

- 学園の森三丁目地区の利用者にとって、つくば石下線と比較して運行本数が増加、つくばセンターへの速達性が向上
- つくばセンターから筑波大学病院・筑波メディカルセンターへのアクセスが向上

③代替路線の整理

■代替路線の路線図



路線	平日便数(再編前)	平日便数(再編後)
上郷シャトル (つくバス)	20便	20便
JOYBUS	—	6便
路線バス	6便(つくば石下線)	10便(学園の森循環)

※1 詳細な時刻表は現在調整中

※2 上郷シャトルは一部便石下駅まで乗入れ、JOYBUSは一部便つくばセンターまで乗入れ

共同運行の実現に向けた課題

課題 運賃体系(JOYBUSの均一250円と上郷シャトルの区間制)、定期券の有無等、整合が必要

▼ つくバスとJOYBUSの相違点

	つくバス(上郷シャトル)	JOYBUS
乗車定員	58名(中型バス※)	29名(小型バス)
車両仕様	2ドア	1ドア
運賃	200～400円(区間変動)	250円(均一)
割引制度	高齢者割引等(運賃半額)	障がい者割引(運賃100円) マタニティ割引(運賃無料)
定期券	あり	なし
回数券	あり	なし
1日乗車券	大人500円、小人250円	大人500円、小人200円
運休日	なし	年末年始(12/29～1/3)

※ 上郷シャトルは中型バスだが、その他シャトルでは小型バスもあり

JOYBUS側の制度運用を可能な限りつくバスに整合させる方向で調整中



今後のスケジュール案

		R8.8	R8.9	R8.10	R8.11	R8.12	R9.1	R9.2	R9.3	R9.4
つくば市	活性化協議会 本会		● 9/15 (廃線、代替案の審議・報告)				● 12~1月 (時刻表等の審議)			
	活性化協議会 幹事会			● 9~10月 (時刻表、運賃等の協議)						
	運賃分科会						● 12~1月※ (運賃表の審議)			
常総市	活性化協議会			● 10/20 (廃線代替案について報告)		● 12/22 (時刻表等の審議)				
	運賃分科会						● 12~1月※ (運賃表の審議)			
2市共通	時刻表・運賃等の検討・確定	—————								
	詳細事項の検討・確定			—————						
	周知活動						● 1~2月 (沿線高校等に周知)	● 3月 (広報紙に掲載)		



運行開始

※ 2市連名にて、同時期に運賃分科会を開催見込み(茨城運輸支局確認済み)



つくバス停留所の環境整備

令和8年(2026年)9月15日
つくば市公共交通活性化協議会
(事務局:つくば市都市計画部総合交通政策課)

つくバス停留所の環境整備に関する施策

第2次つくば市地域公共交通計画（令和8年3月策定）に掲げた施策の具体化に向け、つくバス停留所におけるバス待ち環境の整備（上屋・ベンチ整備）と、ラストワンマイル充実（駐輪場整備）について検討する。

【施策④-1】バス待ち環境の整備

- ・バス停留所の利用状況や設置場所の利用条件等を調査し、実施方法を検討します。
- ・バスの利用状況や周辺の高齢者数、設置場所の安全性などを考慮し、バス停留所のバリアフリー化や、上屋、ベンチ等の整備・充実を図ります。
- ・安全性の観点からバス停留所の見直しを適宜行います。
- ・交通結節拠点（つくばエクスプレス4駅、筑穂、谷田部車庫、筑波山口、荃崎窓口センター）は、乗換を想定した待合スペースの整備、充実を図ります。

例）交通結節拠点の待合スペースの整備・充実、バス停留所のバリアフリー化、上屋やベンチの整備 等

（スケジュール）

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
検討	実施			

【施策④-5】ラストワンマイルの充実

- ・バス停留所端末におけるラストワンマイル（最寄りのバス停留所から自宅などの目的地までの道のり）の利便性向上を目指し、つくチャリや新モビリティの活用を検討します。

例）駐輪場の整備、新モビリティ等の新交通手段の導入検討 等

（スケジュール）

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
	検討・協議		実施	



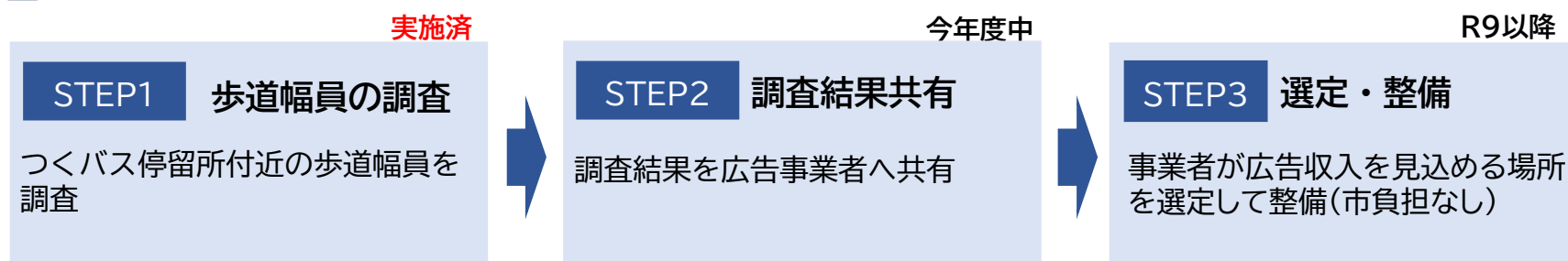
I : バス待ち環境の整備(上屋付ベンチ、ベンチ)

①上屋付ベンチの整備

整備の方針

- 設置及び将来的な維持管理に伴う財政的・行政的負担の大きさから、市による整備は難しいため、建設費と維持管理費を広告収入で賄うことができる「広告付上屋」の設置を進める。

検討の流れ



設置実績

7停留所14基

(つくば市役所北、研究学園3丁目、学園の森1丁目、学園の森2丁目、研究学園7丁目、研究学園6丁目、研究学園駅入口)



広告付上屋
(つくバス研究学園3丁目バス停)

I : バス待ち環境の整備(上屋付ベンチ、ベンチ)

②ベンチの整備

整備の方針

【設置場所】

バス運転士からの乗客の視認性を確保するため、バス停留所そばの歩道上に設置する。

【場所の選定】

道路構造令に基づく歩道幅員を満たすつくバス停留所を市が公表し、自治会や企業等の団体からの要望に応じて整備を検討する。

【費用・維持管理】

整備費用の全額又は一部を市が補助し、設置後の日常的な維持管理（清掃・点検等）は申請団体が実施する。

検討の流れ

実施済

今年度中

今年度中（予定）

R9以降

STEP1 歩道幅員の調査

つくバス停留所付近の歩道幅員を調査

STEP2 補助スキームの整理

設置費用補助のスキームを整理

STEP3 調査結果の公表

調査結果を踏まえ、道路構造令に基づく歩道幅員を満たす停留所を一覧にして公表

STEP4 選定・整備（補助）

団体からの要望に応じて整備箇所を選定し、予算要求を行った上で整備（補助）



ベンチ等設置における法的制約(道路構造令第11条)

- 歩道は、歩行者の通行量に応じて、有効幅を確保することとされている。(第3項)
原則: **2.0m** 以上
歩行者が多い道路: **3.5m** 以上(つくバスが走行する道路では該当なし)
- 歩道上に「路上施設」を設置する場合、施設の占有幅を「加えた値」を歩道幅員とする。(第4項)
ベンチ: **+1.0m**
上屋付きベンチ: **+2.0m**



歩道幅員調査の結果

	設置数	歩道幅員が 4 m以上 (上屋)	歩道幅員が 3 m以上 (ベンチ)	歩道が ない
つくバス全停留所	414基	65基	103基	133基
うち市道に設置	172基	26基	41基	67基
うち県道に設置	179基	35基	44基	61基
うち国道に設置	39基	4基	18基	5基
うち公共施設内に設置	20基	—	—	—
うち民地に設置	4基	—	—	—

※歩道幅員には縁石、植栽帯、側溝の長さは含まれていない。

<参考>

第2次つくば市地域公共交通計画において「交通結節拠点」と位置付けた下記のバス停留所については、ベンチ、上屋、駐輪場（有料を含む）は設置済

TX市内4駅、筑穂（大穂窓口センター）、筑波山口（関東鉄道つくば北営業所内）、谷田部車庫（関東鉄道つくば中央営業所内）、荃崎窓口センター



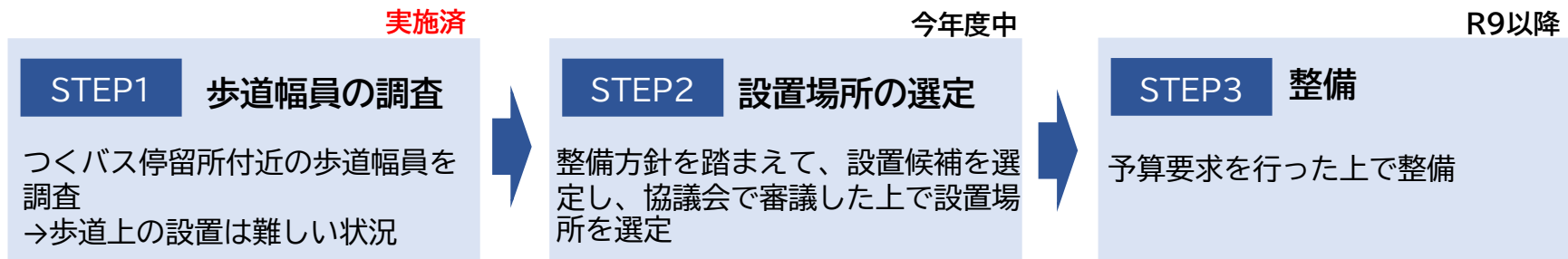
Ⅱ：ラストワンマイルの充実（駐輪場の整備）

駐輪場の整備

整備の方針

- バス停留所付近の歩道上に駐輪場を設置する場合、4m程度の歩道幅員が必要と想定されるため、候補地は主に県道または駅周辺の市道となる。
- 駅周辺については駐輪場の需要が低く、県道については「放置自転車等が問題となっている地域」などの茨城県道路占用許可基準を満たす必要があるため、設置は困難な状況にある。
- 歩道上への駐輪場設置は物理的・法的に見送らざるを得ないケースが大半を占めるため、バス停から徒歩でアクセス可能な距離（要検討）にある公園などの公有地への設置を検討する。

検討の流れ



8-10交通計画点検・評価及び 交通施策検討業務委託について

令和8年(2026年)9月15日
つくば市公共交通活性化協議会
(事務局:つくば市都市計画部総合交通政策課)

(1) 事業者選定の報告

▼ 委託事業者

一般財団法人計量計画研究所

▼ 件名

8－10交通計画点検・評価及び交通施策検討業務委託

▼ 履行期間

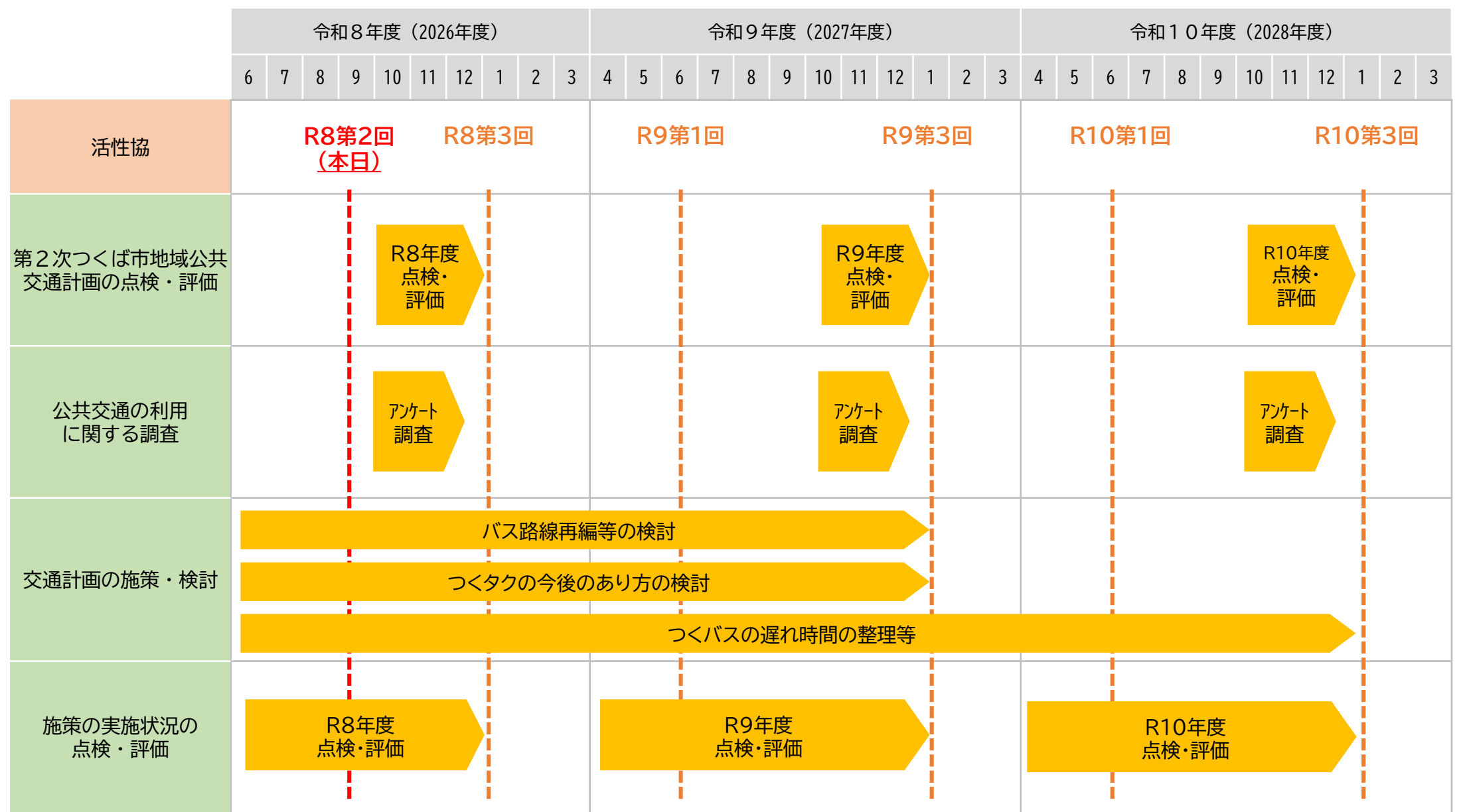
令和8年(2026年)6月～令和11年(2029年)3月

▼ 業務内容

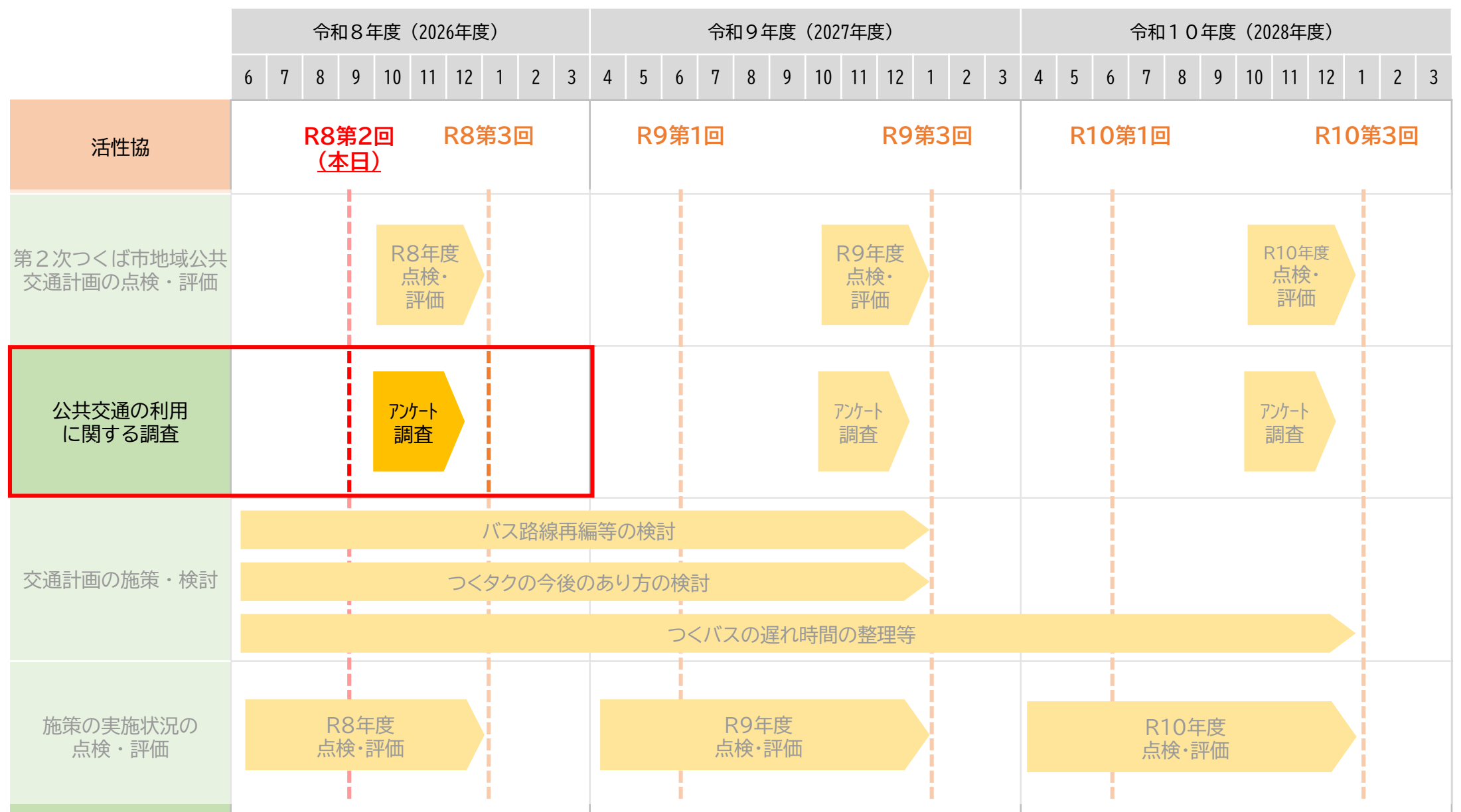
- ① 第2次つくば市公共交通計画の点検・評価
- ② 公共交通の利用に関する調査 （各年度1回、計3回実施）
- ③ 交通計画の施策・検討
- ④ 施策の実施状況の点検・評価



(2)スケジュール(予定)



(2)スケジュール(予定)



(3)R8年度アンケート調査について

▼ 実施時期(予定)

発 送：令和8年10月 7日(水)
 回答期限：令和8年10月28日(水)

▼ 対象者

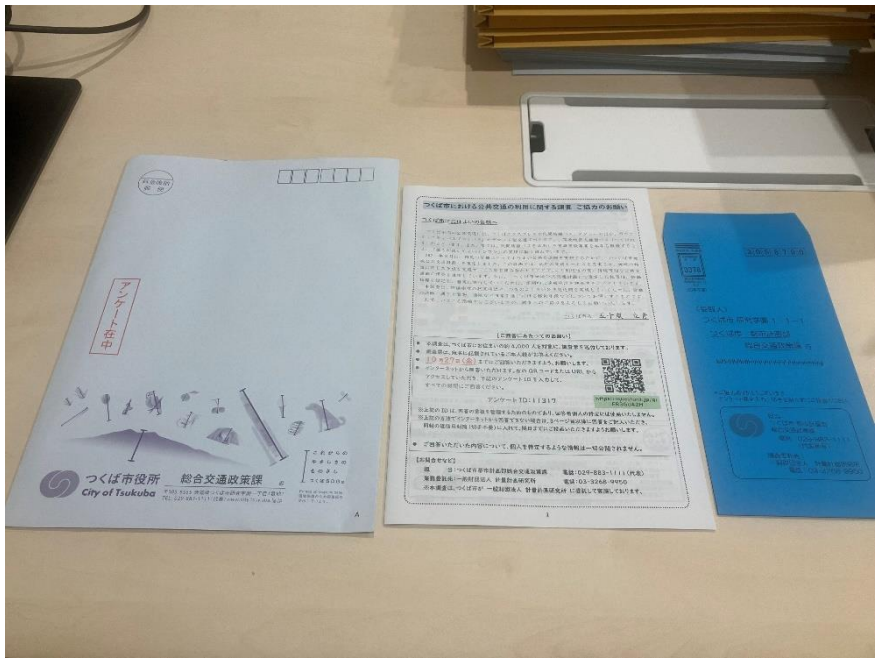
3,000人(市内居住者の16-84歳より無作為に選定)

▼ 配布方法

郵送配布

▼ 回答方法

郵送またはWeb
 (対象者が回答方法を選択)



例)調査物件一式

▼ 調査書の主な変更点

- ・ページ数削減 (12ページ→8ページ)
- ・別添地図を廃止 (地図選択→大字までの住所回答)
- ・直近の外出に関する調査を廃止



(3) R8年度アンケート調査について

調査内容(案)

調査対象者自身について

性別、年齢階層、居住地、職業、勤務先・通学先、世帯構成
 運転免許の保有状況、自由に使える自動車の有無
 免許返納による行動変化
 日常的に利用する交通手段
 公共交通の認知度
 移動困難の程度

【指標10】日常利用する交通手段が公共交通の人の割合
 【指標11】市民の公共交通に対する認知度
 【指標14】75歳以上の外出時の移動手段で困っている人の割合

公共交通の利用について

公共交通全体に対する満足度
 路線バスの利用頻度、満足度、改善点または利用しない理由
 つくたくの利用頻度、満足度、改善点または利用しない理由
 タクシーの利用頻度、改善点または利用しない理由
 タクシー助成券の認知、利用状況

【指標12】市民の公共交通に対する満足度

自転車走行環境について

自転車の利用頻度
 自転車の走行環境や駐輪場所の満足度

公共交通に対する考えについて

公共交通の継続に向けて協力できること

【指標13】市民の公共交通継続のための協力意向

つくば市における公共交通の利用に関する調査 ご協力のお願い

つくば市にお住まいの皆様へ

つくば市内の公共交通には、つくばエクスプレス、民間路線バス、タクシーがあります。また、市では「誰もが使いやすいインフラ」を目指し、コミュニティバス「つくバス」やオンデマンド交通「つくタク」、筑波地区支線型バス「つくばね号」を運行しています。

2026年3月、市は「第2次つくば市地域公共交通計画」を策定し、既存の交通サービスの充実に加え、地域の特性に応じたサービスを組み合わせることで、利便性が高く持続可能な公共交通網の実現を目指しています。さらに、計画した施策を着実に進めるため、定期的な評価を行うこととしています。

今回の調査では、計画の評価指標の確認および今後の交通施策への反映を目的として、日常生活における移動手段についてお伺いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

つくば市長 **五十嵐 立青**

つくば市公共交通活性化協議会長 **岡本 直久**

- 本調査は、つくば市にお住まいの3,000人を対象に、調査票を送付しております。
- 回答は、宛名に記載されている**ご本人**がお答えください。
- 回答は、かんたん・便利な**インターネット回答**をご利用ください。QRコードまたはURLからアクセスいただき、下記のIDを入力してご回答ください。
- 回答は、**10月28日(水)**までにお願ひします。

QRコードをスキャンして回答!

(URL: <https://questant.jp/q/ZH1UYM9S>)

あなたの回答者ID : 9999



※回答者IDは、回答の重複を確認するものであり、回答者個人の特定には使用いたしません。

※ご回答いただいた内容について、個人を特定するような情報は一切公開されません。

■インターネットによる回答が難しい場合

- 本冊子3ページ目以降の設問に回答をご記入いただき、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、10月28日(水)までにご投函ください。

【お問合せなど】

担 当: つくば市公共交通活性化協議会 事務局

(つくば市都市計画部総合交通政策課内) 電話: 029-883-1111(代表)

業務委託先: 一般財団法人 計量計画研究所

電話: 03-5990-9362

※本調査は、つくば市公共交通活性化協議会(事務局: つくば市都市計画部総合交通政策課)が一般財団法人 計量計画研究所 に委託して実施しております。



コミュニティバス「つくバス」

コミュニティバス「つくバス」は、主に、つくばエクスプレス各駅と市内の地域生活拠点を結ぶ運行をしています。

■運行日

- ・年中無休
- ・平日と土日祝日で異なる時刻表で運行

■運賃

- ・200 円、300 円、400 円(乗車区間により運賃が異なります)

■運行状況等

- ・利用者数(2025 年度):年間約 119 万人(全 11路線)
- ・運行経費(2025 年度):年間約 4.51 億円、利用者 1 人 1 回あたり市負担額 183 円



オンデマンド交通「つくタク」

オンデマンド交通「つくタク」は、予約制の乗り合いタクシーで、地域内の運行を基本としています。通常のタクシーと異なり、他の方と乗り合わせることがあります。利用できる範囲は同一地区内、共通ポイント及び特例ポイントへの移動です。

■運行日、時間

- ・平日の 9 時～17 時
(土・日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日は利用不可)

■利用できる範囲

- ・市内 5 地区(筑波、大穂・豊里、桜、谷田部、荃崎)
- ・特例ポイント／共通ポイント(他地区へ行き来できる場所)

■運行状況等

- ・利用者数(2025 年度):年間約 5.7 万人
- ・運行経費(2025 年度):年間約 2.09 億円、利用者 1 人 1 回あたり市負担額 3,492 円



筑波地区支線型バス「つくばね号」

「つくばね号」は、筑波地区内をワゴン車サイズの車両(乗客 8 人乗り)で運行する定時定路線のバスです。

■運行日

- ・年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く毎日運行

■運賃

- ・200 円均一(乗車時に先払い)

■運行状況等

- ・利用者数(2025 年度):年間 7,507 人
- ・運行経費(2025 年度):年間約 2,729 万円、利用者 1 人 1 回あたり市負担額 3,490 円



つくば市シェアサイクル「つくチャリ」

シェアサイクル「つくチャリ」は、スマートフォンにダウンロードした専用アプリを用いて、各地に配置されたサイクルポート間を自転車で自由に移動できる有料サービスです。

24 時間、年中無休で利用が可能です。

■利用料金

- ・77 円(税込)/ 15 分
- ・上限8時間毎 1,500 円(税込)※8時間後以降は 77 円(税込)を加算

■利用状況等

- ・利用者数(2025年度):年間60,495回(1日平均 165回)
- ・運 営 費(2025年度):年間約 1,427万円、利用者 1 人 1 回あたり市負担額130円



つくバス、つくタク、
つくばね号の詳細



つくチャリの詳細



つくば市における公共交通の利用に関する調査 調査票

1ページ目に掲載しているインターネット上の調査ページから回答できない場合は、こちらにご回答いただき、同封している返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。

※インターネット上でご回答いただいた場合は、調査票をご返送いただく必要はございません。
※ID を記載している表紙は切り外さず、冊子のままご返送をお願いします。
※本調査票では、特に指定がない限り、最もあてはまるもの1つに○をつけてください。

問 1 「あなた自身のこと」について伺います。

問 1-1 あなたの性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性 3. 答えたくない

問 1-2 あなたの年齢をお答えください。

1. 19 歳以下 2. 20～29 歳 3. 30～39 歳 4. 40～49 歳 5. 50～59 歳
6. 60～64 歳 7. 65～69 歳 8. 70～74 歳 9. 75～79 歳 10. 80 歳以上

問 1-3 あなたのお住まいをお答えください。(町名までのご記入で結構です。)

茨城県つくば市 [] ※記入例) 研究学園 1 丁目

問 1-4 あなたのご職業をお答えください。

1. 有職者（正社員・正職員） 2. 有職者（派遣・契約・パート・アルバイト）
3. 有職者（自営業・役員・その他） 4. 高校生 5. 専門学生・大学生・大学院生
6. 主婦・主夫 7. 無職 8. その他 []

⇒ 6. 7. 8.を選んだ方は問 1-6 へお進みください。

問 1-5 あなたの勤務先、通学先をお答えください。(町名までのご記入で結構です。)

[] 都道府県 [] 市区町村 []
※記入例) 茨城県 つくば市 研究学園 1 丁目

問 1-6 あなたの世帯構成をお答えください。

1. 単身 2. 夫婦 3. 親子 4. 3 世代 5. その他 []

問 1-7 あなたが保有している運転免許はどれですか。(複数回答可)

1. 自動車 2. 自動二輪 3. 原動機付き自転車
4. 運転免許を返納した 5. 免許なし 6. その他 []

⇒ 4.を選んだ方は問 1-9 へ、2. 3. 5. 6.のみ選んだ方は問 1-10 へお進みください。

問 1-8 (問 1-7 で 1.を選んだ方はお答えください。)

あなたは、いつでも自由に使える自動車を持っていますか。

1. 自分専用の自動車がある 2. 家族共有の自動車がある 3. ない 4. その他 []

⇒ **問 1-10**へお進みください。

問 1-9 (問 1-7 で 4.を選んだ方はお答えください。)

免許を返納したことによる行動変化について、あてはまるものをお答えください。(複数回答可)

- 外出頻度が減った
- 行動範囲が狭くなった
- 外出できる時間帯が減った
- 家族に買物等をしてもらうことが増えた
- 送迎をしてもらうことが増えた
- 通販や移動スーパー等の宅配サービスの利用が増えた
- その他 []

問 1-10 あなたが日常的に利用する交通手段はどれですか。(複数回答可)

- | | | | | |
|-------------|-----------|---------|----------|---------|
| 1. 鉄道 | 2. 路線バス | 3. つくバス | 4. つくばね号 | 5. 自家用車 |
| 6. カーシェアリング | 7. タクシー | 8. つくタク | 9. バイク | 10. 自転車 |
| 11. つくチャリ | 12. その他 [| | | |

問 1-11 自宅最寄りのバス停留所名と位置を知っていますか。

1. 知っている（停留所名： [] ） 2. 位置だけ知っている 3. 知らない

問 1-12 外出の際の困難の有無についてお伺いします。

問 1-12-1 徒歩では難しい距離の外出の際、移動手段に困っていますか。

1. 特に困っていない 2. 困っている

⇒ 2.を選んだ方は問 1-12-3へ

問 1-12-2 移動手段に特に困ってない方(問 1-12-1で 1.を選んだ方)は、その理由として当てはまるものをお答えください。(複数回答可)

1. 自分で運転できる自動車・二輪車を持っている 2. 家族や知人などに送迎してもらえる
3. 身体的な負担なく移動できる 4. 自宅の近くに鉄道駅・バス停等がある
5. 鉄道・バス等で行きたい場所へ行きやすい（本数・運行時間帯・行先等）
6. その他 []

⇒ **問2**へお進みください。

問 1-12-3 移動手段に困っている方(問 1-12-1 で 2.を選んだ方)は、その理由として当てはまるものをお答えください。(複数回答可)

1. 自分で運転できる自動車・二輪車を持っていない、または運転免許を保有していない
2. 家族や知人などに送迎を頼むことが難しい
3. 移動する際に身体的な負担がある、または同行者や介助者が必要
4. 自宅の近くに利用できる鉄道駅・バス停等がない
5. 鉄道・バス等で行きたい場所へ行きにくい（本数・運行時間帯・行先等）
6. その他 []

問2 つくば市の公共交通（路線バス、つくバス、つくタク、タクシー）について伺います。

問2-1 つくば市の公共交通について、どの程度満足していますか。

1. 満足 2. やや満足 3. どちらとも言えない 4. やや満足していない 5. 満足していない

問2-2 まず、“路線バス(つくバスは除きます)”の利用状況について伺います。

問2-2-1 あなたは路線バスを利用していますか。利用している場合、1か月にどの程度利用しますか。

1. 利用している ⇒ 月に 平日[]日 休日[]日
2. 利用していない

⇒ 2.を選んだ方は問2-2-3へお進みください。

問2-2-2 路線バスを利用している方(問2-2-1で1.を選んだ方)にお伺いします。

路線バスの満足度をお答えください。また、そのように回答した**理由**を教えてください。

満足度	1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. わからない
満足度の理由	 (記入例：終バスが早い/遅くまで走っている、運行本数が十分/足りない、バス車内が快適/混雑している 等)

問2-2-3 路線バスを利用している方は改善してほしい点、利用していない方は利用しない理由として、特に当てはまるものを順に3つまでお答えください。

改善してほしい点、利用していない理由

第1位[] 第2位[] 第3位[]

- | | |
|-----------------------------------|-------------------|
| 1. 利用方法がわかりにくい、またはわからない | 2. 停留所から自宅・目的地が遠い |
| 3. 目的地に行くことができない | 4. 運行本数が少ない |
| 5. 利用したい時間帯に運行していない | 6. 時間が不正確 |
| 7. 他の交通機関との乗継ぎが悪い | 8. 運賃が高い |
| 9. バスの運行状況や現在の位置情報がわからない | 10. 運転士の対応態度が悪い |
| 11. 荷物が多い、または大きい（ベビーカー等）ため乗り降りが大変 | |
| 12. 他の交通手段を使うため利用の必要がない | |
| 13. その他 [] | |

問2-3 次に、“つくバス”の利用状況について伺います。

問2-3-1 あなたはつくバスを利用していますか。利用している場合、1か月にどの程度利用しますか。
また、**利用するのはどの路線**ですか。

利用状況

1. 利用している ⇒ 月に 平日[]日 休日[]日
2. 利用していない

⇒ 2.を選んだ方は問2-3-3へお進みください。

バス路線(複数回答可)

- | | | | |
|------------|--------------|-------------|-----------|
| 1. 北部シャトル | 2. 小田シャトル | 3. 作岡シャトル | 4. 吉沼シャトル |
| 5. 上郷シャトル | 6. 西部シャトル | 7. みどりのシャトル | 8. 南部シャトル |
| 9. 谷田部シャトル | 10. 自由ヶ丘シャトル | 11. 荃崎シャトル | |

問 2-3-2 つくバスを利用している方(問 2-3-1 で 1.を選んだ方)にお伺いします。

つくバスの満足度をお答えください。また、そのように回答した理由を教えてください。

満足度	1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. わからない
満足度の理由	(記入例：終バスが早い/遅くまで走っている、運行本数が十分/足りない、バス車内が快適/混雑している 等)

問 2-3-3 つくバスを利用している方は改善してほしい点、利用していない方は利用しない理由として、特に当てはまるものを順に3つまでお答えください。

改善してほしい点、利用していない理由	
第 1 位[] 第 2 位[] 第 3 位[]	
1. 利用方法がわかりにくい、またはわからない 3. 目的地に行くことができない 5. 運行本数が少ない 7. 他の交通機関との乗継ぎが悪い 9. バスの運行状況や現在の位置情報がわからない 11. 荷物が多い、または大きい(ベビーカー等)ため乗り降りが大変 12. 他の交通手段を使うため利用の必要がない 13. その他 []	2. 停留所から自宅・目的地が遠い 4. 利用したい時間帯に運行していない 6. 時間が不正確 8. 運賃が高い 10. 運転士の対応態度が悪い

問 2-4 次に、“つくタク”の利用状況について伺います。

問 2-4-1 つくタクの利用頻度は、1 週間あたりどの程度ですか。

1. 5 日以上	2. 3~4 日程度	3. 1~2 日程度	4. それ以下(1 月に 1~2 日程度)
5. ごくまれに	6. 今は利用していない	7. 利用したことがない	

⇒ 6. 7.を選んだ方は問 2-4-4 へお進みください。

問 2-4-2 つくタクを利用している方(問 2-4-1 で 1.~5.を選んだ方)にお伺いします。

つくタクの満足度をお答えください。また、そのように回答した理由を教えてください。

満足度	1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. わからない
満足度の理由	(記入例：運賃が安い/高い、目的地まで早く行くことができる/時間がかかる、予約が簡単/予約がなかなか取れない)

問 2-4-3 つくタクを利用している方(問 2-4-1 で 1.~5.を選んだ方)にお伺いします。

つくタクの Web 予約システムの満足度をお答えください。また、そのように回答した理由を教えてください。

満足度	1. 満足 2. やや満足 3. やや不満 4. 不満 5. Web 予約システムを利用したことがない 6. わからない
満足度の理由	(記入例：いつでも予約が取れる、操作方法がわかりづらい 等)

問 2-4-4 つくタクを利用している方は**改善してほしい点**、利用していない方は**利用しない理由**として、特に当てはまるものを順に**3つ**までお答えください。

改善してほしい点、利用していない理由

第1位[] 第2位[] 第3位[]

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 1. 利用方法がわかりにくい、またはわからない | 2. 乗降場所が目的地から遠い |
| 3. 目的地に行くことができない | 4. 利用したい時間帯に運行していない |
| 5. 乗車場所につくタクが到着する時間が不正確 | 6. 目的地に到着する時間が不正確 |
| 7. 他の交通機関との乗継ぎが大変 | 8. 運賃が高い |
| 9. 電話予約が面倒 | 10. 電話予約可能な時間が短い |
| 11. Web 予約が面倒 | 12. 予約システムが使いづらい |
| 13. 予約が取れないことが多い | 14. 運転士・オペレーターの対応態度が悪い |
| 15. 乗合で乗車することに抵抗がある | 16. 他の交通手段を使うため利用の必要がない |
| 17. その他 [] | |

問 2-5 次に、“**タクシー(つくタクは除きます)**”の利用状況について伺います。

問 2-5-1 あなたは**タクシーを利用していますか**。利用している場合、1か月に**どの程度**利用しますか。

- | | |
|------------|--------------------|
| 1. 利用している | ⇒ 月に 平日[]日 休日[]日 |
| 2. 利用していない | |

問 2-5-2 **タクシー**を利用している方は**改善してほしい点**、利用していない方は**利用しない理由**として、特に当てはまるものを順に**3つ**までお答えください。

改善してほしい点、利用していない理由

第1位[] 第2位[] 第3位[]

- | | |
|-------------------------------|-----------------------------|
| 1. 運賃が高い、または利用助成券の枚数（助成額）が少ない | |
| 2. 予約や迎車に追加料金がかかる | 3. 乗りたい時に手配できない（連絡先がわからない等） |
| 4. 予約や迎車を取りづらい | 5. 手配してから乗車できるまで時間がかかる |
| 6. 複数の会社があってどれを選んでよいかわからない | |
| 7. タクシー乗り場にタクシーがない | 8. 運転士の対応態度が悪い |
| 9. 1台で乗車できる人数に限りがある | 10. その他 [] |

問 2-6 **つくば市高齢者タクシー運賃助成事業**について伺います。

つくば市高齢者タクシー運賃助成事業とは

<対象者>

- ・65 歳以上のひとり暮らしの方
- ・70 歳以上の高齢者だけでお住いの方
- ・70 歳以上で市民税非課税世帯の方
- ・80 歳以上の方

※自家用車を運転している方は対象になりません。

<給付額>

500 円券×24 枚
1回の乗車で 5 枚までの利用が可能です。

<問合せ先>

つくば市福祉部高齢福祉課

問 2-6-1 **つくば市高齢者タクシー運賃助成事業**を知っていますか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

⇒ 2.を選んだ方は**問 2-7**へお進みください。

問 2-6-2 つくば市高齢者タクシー運賃助成事業を知っている方(問 2-6-1 で 1.を選んだ方)にお伺いします。タクシー助成券(高齢福祉課交付)を1年あたり何枚利用していますか。

1. タクシー助成券の配布対象ではない	2. 使っていない	3. 1～5 枚
4. 6～10 枚	5. 11～15 枚	6. 16 枚～20 枚
		7. 21 枚～24 枚

問 2-7 次に、自転車走行環境について伺います。

問 2-7-1 あなたの日常生活において、自転車を利用する頻度はどれくらいですか。

1. 週に [] 日	2. 月に [] 日	3. なし
------------------	------------------	-------

問 2-7-2 自転車の走行環境や目的地周辺の駐輪場所について、満足していますか。

①自転車の走行環境	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	5. わからない
②目的地周辺の駐輪場所	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	5. わからない
③つくチャリのサイクルポートの場所	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	5. わからない

問 3 つくば市の公共交通に対するあなたの考え方について伺います。

問 3-1 今後も公共交通サービスを継続していくためには、市民の皆様と協働で支えあうことが重要です。あなたが協力できることとして、最もあてはまるものをお答えください。

1. 積極的にバス等の公共交通を利用する	2. 運行やサービスに関する意見を出す
3. 運営計画や支援方法を考える会議に参加する	4. 協賛金やクラウドファンディングで支援する
5. 協力することは考えていない	6. その他 []

問 3-2 つくば市では、つくバス、つくタク、つくばね号、つくチャリ、地域連携公共ライドシェア等、市独自の交通サービスの運営に取り組んでいます。市民の皆さんの公共交通に対する満足度を高めるために、つくば市に求める取り組みはありますか。あなたの率直なご意見をお聞かせください。

アンケート調査はこれで終了です。ご協力ありがとうございました。

つくたく乗降場所の廃止について

令和8年(2026年)9月15日
つくば市公共交通活性化協議会
(事務局:つくば市都市計画部総合交通政策課)

- つくタクの乗降場所は、主に「地域循環型」時代のつくバスの乗降場所であり、一部の乗降場所は幹線道路沿いなどの交通量が多い場所に設置されていることから、乗降に危険が伴う（現在は新設基準を定め、原則として「施設内の駐車場など」に乗降場所を設置）。
- このため、廃止や移設の基準を設定し、利用者の乗降時の安全性と利便性を確保する。
- これまでも以下のとおり乗降場所の廃止を実施してきたが、今後は次ページのとおり進める。

▼つくタク乗降場所の廃止履歴(R5～R7)

年度	乗降場所の名称	地区	廃止の理由
R5	松野木(二の宮眼科前)	谷田部	眼科閉業のため
R5	市営東山団地	大穂・豊里	乗降に危険が伴うため
R5	手代木研修センター入口	谷田部	乗降に危険が伴うため
R5	鬼ヶ窪松原	谷田部	利用者がいないため
R5	学園の森2丁目	谷田部	乗降に危険が伴うため
R5	春日二丁目	谷田部	乗降に危険が伴うため
R5	ファミリーマート長高野店	大穂・豊里	店舗閉業のため
R5	山木地三差路	大穂・豊里	建築計画に支障があるため
R6	上ノ室南	桜	停留所破損+利用者がいないため
R7	平沢東	筑波	道路拡幅工事に伴い交差点に近くなったため

乗降場所を廃止する主な理由

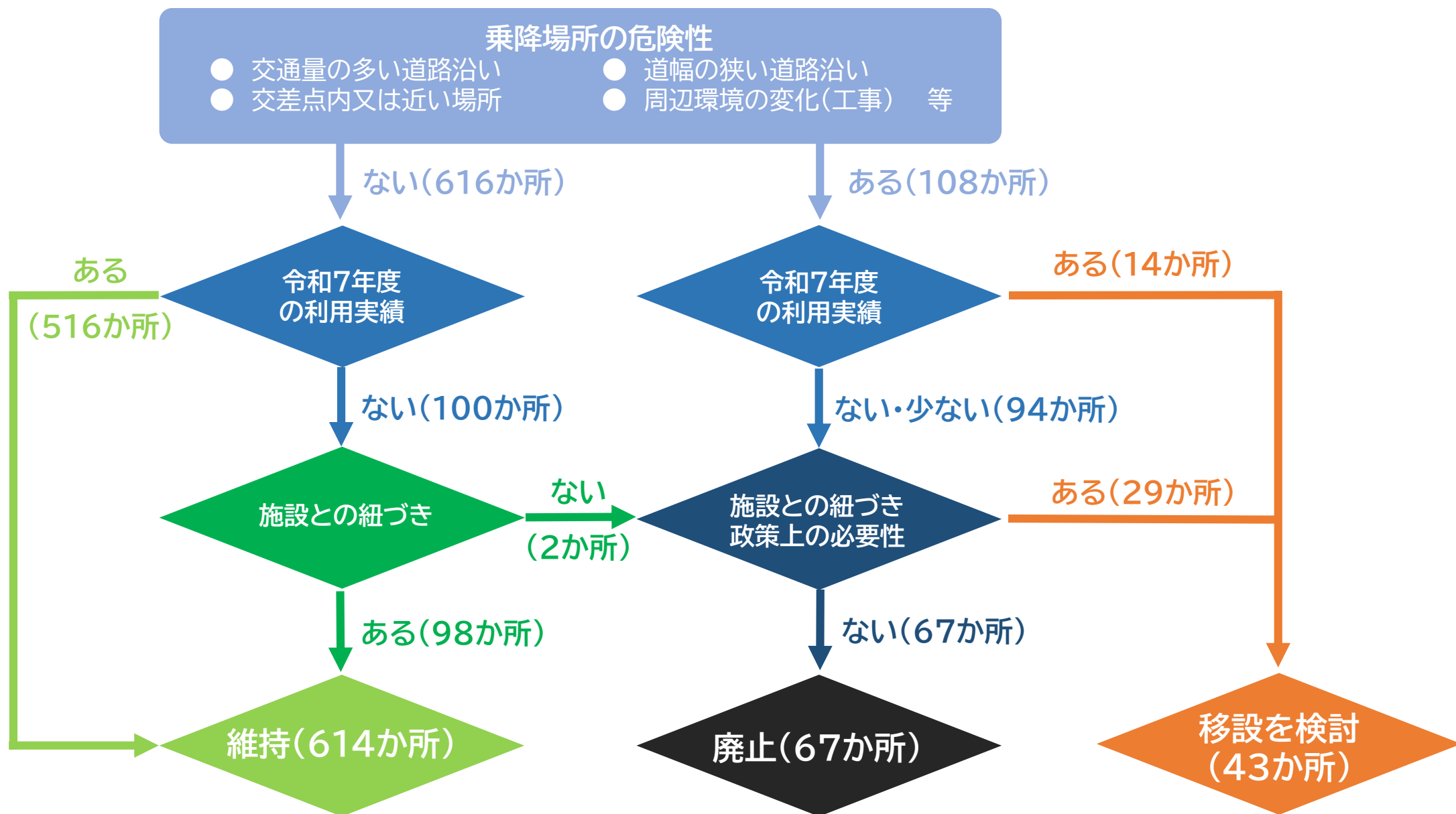
① 乗降に危険が伴うため

② 施設閉業のため

③ 周辺環境が変わったため

④ 利用者がいないため

廃止・移設の流れ



10月廃止となる乗降場所(筑波、大穂・豊里)

筑波地区(17か所/123か所)

番号	乗降場所	廃止の理由	R7利用 (回)
A005	国松北	交差点内にある	0
A008	筑波東山	狭路にある	0
A024	沼田中坪	交差点内にある	0
A025	飯名神社入口	狭路にある	0
A027	中菅間北坪	通りに面している	0
A028	臼井	狭路にある	0
A029	六所	交差点内にある	0
A032	立野入口	交差点内にある	0
A035	大貫	通りに面している	1
A036	洞下下宿	通りに面している	0
A041	神郡南	狭路にある	0
A044	寺具中	通りに面している	0
A055	西田中	交差点内にある	0
A083	清水坪	交差点内にある	0
A090	新寺	交差点内にある	0
A091	安食北	狭路にある	0
A092	水守西	通りに面している	0

大穂地区(11か所/64か所)

番号	乗降場所	廃止の理由	R7利用 (回)
B012	吉沼八幡神社	狭路にある	0
B022	大砂向山	狭路にある	0
B023	大砂西	交差点内にある	0
B024	館笠公民館	狭路にある	0
B030	寺山公民館	狭路にある	0
B033	長高野西	通りに面している	0
B043	中新田火の見	通りに面している	0
B050	篠崎中新田	通りに面している	0
B052	玉取南	狭路にある	0
B055	篠崎向坪	交差点内にある	0
B057	玉取	交差点内にある	1

豊里地区(12か所/69か所)

番号	乗降場所	廃止の理由	R7利用 (回)
C006	皆畑公園入口	カーブにある	0
C009	旭新田	狭路にある	0
C011	本北谷ヶ城	交差点内にある	2
C014	椿本	狭路にある	0
C015	田倉南	狭路にある	0
C018	稲荷前公民館入口	狭路にある	0
C024	宗徳院前	狭路にある	0
C044	手子生下	狭路にある	0
C050	西酒丸	通りに面している	0
C051	野畑十字路	通りに面している	0
C052	角内十字路	通りに面している	2
C063	野手集落センター	交差点内にある	0

10月廃止となる乗降場所(桜、谷田部、荃崎)

桜地区(4か所/124か所)

番号	乗降場所	廃止の理由	R7利用 (回)
D006	JA栗原支店	通りに面している	0
D065	吉瀬東	カーブにある	0
D070	吉瀬南	交差点内にある	0
D093	下広岡北	狭路にある	0

谷田部地区(18か所/265か所)

番号	乗降場所	廃止の理由	R7利用 (回)
E009	西平塚入口	狭路にある	0
E078	四ツ谷入口	交差点内にある	0
E084	入坪	狭路にある	0
E095	下河原崎南	通りに面している	0
E107	高須賀入口	交差点内にある	0
E118	鍋沼新田	通りに面している	0
E123	手代木西	交差点内にある	0
E137	上原南	通りに面している、 破損	0
E141	前野入口	狭路にある	0
E160	真瀬十字路	交差点内にある	0
E172	榎戸	通りに面している	0
E173	赤塚南	通りに面している	0
E187	北中妻	狭路にある	0
E218	福田町	通りに面している	6
E231	高野台児童 公園	カーブにある	0
E242	中野南	狭路にある	0
E247	北境田	通りに面している	0
E251	古館	狭路にある	0

荃崎地区(5か所/84か所)

番号	乗降場所	廃止の理由	R7利用 (回)
F028	荒地	交差点内にある	0
F046	高見原一丁 目	建築計画に支障	0
F072	自由ヶ丘北	狭路にある	0
F080	細見中央	交差点内にある	0
F083	富士見台入 口	通りに面している	0

移設を検討する乗降場所

筑波地区(1か所/123か所)

番号	乗降場所	R7利用(回)
A046	杉	0

谷田部地区(14か所/265か所)

番号	乗降場所	R7利用(回)
E001	国土地理院	33
E003	東平塚北(つくば医療ビレッジ前)	145
E008	春日四丁目南	6
E023	筑波大学春日キャンパス	34
E024	研究学園3丁目	162
E028	春日二丁目南	80
E041	高田	0
E045	つくば秀英高校	12
E125	真瀬小学校	1
E152	グリーンハイツ北	0
E188	台町新田	94
E208	谷田部四ツ角	14
E221	下横場研修センター	0
E238	理化学研究所	33

大穂地区(5か所/64か所)

番号	乗降場所	R7利用(回)
B003	明戸研修センター	0
B025	館笠集落センター	0
B056	花畑一丁目	29
B058	土木研究所	7
B060	要元猿壁	2

桜地区(4か所/124か所)

番号	乗降場所	R7利用(回)
D027	上境保育所入口	0
D058	松見公園	18
D059	花室研修センター	0
D087	倉掛入口	11

茎崎地区(3か所/84か所)

番号	乗降場所	R7利用(回)
F024	高崎入口(高崎自然の森入口)	3
F026	六斗の森入口	0
F060	梅ヶ丘南	0

豊里地区(16か所/69か所)

番号	乗降場所	R7利用(回)
C001	今鹿島	9
C003	今鹿島小学校	1
C010	田倉集落センター	0
C013	沼崎北	2
C016	テクノパーク豊里東	0
C017	テクノパーク豊里西	0
C022	沼崎小学校	0
C026	上郷大宿	8
C027	大宿三区	2
C029	福祉支援センターとよさと	3
C034	川口公園入口	0
C039	東光台北	0
C046	東光台一丁目	2
C048	東光台三丁目	86
C061	東光台五丁目	99
C066	大山公民館	0

	<u>10月廃止となる乗降場所</u>	<u>移設を検討する乗降場所</u>
9月	● 現場確認(実施済み) ● お知らせ掲示(実施済み)	
10月	● 乗降場所の使用停止 ● 停留所の撤去	● 現場確認 ● 移設場所の調整 → 調整でき次第、順次システムへ反映
11月		
12月		
1月		● 移設が困難な乗降場所に関して、廃止を検討
2月		
3月		● お知らせ掲示
4月		● 乗降場所の使用停止 ● 停留所の撤去

つくば市公共交通活性化協議会規約

（目的）

第1条 つくば市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するために設置する。

（事務所）

第2条 協議会の事務所は、つくば市役所内（つくば市研究学園一丁目1番地1）に置く。

（協議事項及び事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の協議及び業務を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態等に関すること。
- (2) 交通空白地有償運送及び福祉有償運送の必要性並びに旅客から収受する対価に関すること。
- (3) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定、進捗管理及び変更の協議に関すること。
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 総合都市交通体系調査に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者

- (3) 鉄道事業者
 - (4) 茨城県知事の指名する者
 - (5) 茨城県警察つくば警察署長又はその指名する者
 - (6) 地区代表区長又はその指名する者
 - (7) 学識経験者
 - (8) 市長又はその指名する者
 - (9) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
 - (10) 一般社団法人茨城県バス協会及び茨城県ハイヤー・タクシー協会
 - (11) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会が特に必要と認める者
- 2 委員の任期は、当該選任の日から当該会計年度の翌年度の3月末日までの期間とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠により委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 必要に応じ、委員の追加を行うことができる。なお、追加された委員の任期は、現任者の残任期間とする。
- 4 委員は、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(役員)

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 会長1人
 - (2) 副会長2人
 - (3) 監事2人
- 2 役員は、前条第1項の規定に基づき、委員となるべき者の中から、互選によりこれを選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は

会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行い、その状況を会長に報告する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立とする。なお、会長が認めた場合は、オンラインでの参加も出席とみなす。ただし、この場合においては、委員の自宅の一室又は勤務先の会議室等、委員以外の第三者が存在しない場所で出席するものとする。

3 委員は、やむを得ず会議を欠席する場合は、あらかじめ会長に申し出るにより、その属する団体から代理の者を出席させることができる。ただし、この場合において、委員は当該代理の者に対し、欠席する委員の権限について委任状により委任を行うものとする。

4 会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 緊急の議決を要する場合、又は非常事態等、委員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

6 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 協議会は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について調査、検討、協議をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃分科会)

第10条 運賃及び料金の設定又は変更に関する事項については、必要に応じ協議会に運賃分科会を置くことができる。

2 運賃分科会の組織、運営その他必要な事項は、道路運送法第9条第4項に基づき、会長が別に定める。

(選定委員会)

第11条 協議会が実施する事業について、事業者選定をする際は、必要に応じ協議会に選定委員会を置くことができる。

2 選定委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、つくば市都市計画部総合交通政策課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金及び補助金をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第15条 会議に出席した委員及び第7条第7項の規定により会議に出席した者、幹事会に出席した委員及び幹事会規程第5条第4項の規定により幹事会の会議に出席した者、運賃分科会に出席した委員並びに選定委員会に出席した委員は、会議開催場所である会議室に参集しての参加の場合に、各会議及び選定委員会への出席に係る報酬並びに費用の弁償を受けることができる。また、同会議にオンラインで参加した場合、もしくは書面による表決をした場合は、同会議への出席に係る報酬のみを受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

(1) これに代わる対価を別に得ている場合

(2) 代理の者が会議に出席した場合

2 前項の報酬の額は、1回につき8,500円とし、費用の弁償の額は、1回につき2,000円とする。

3 前項の支給方法は、原則として現金による手渡しとし、オンラインによる参加、もしくは書面による表決の場合は、会議翌日以降の銀行振り込みも可能とする。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成21年2月24日から施行する。

附則

この規約は、平成21年7月1日から施行し、改正後の規定は平成21年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成 22 年 5 月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 22 年 5 月 6 日から適用する。

附則

この規約は、平成 23 年 5 月 25 日から施行し、改正後の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年 5 月 27 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この規約は、平成 26 年 8 月 21 日から施行し、改正後の規定は、平成 26 年 6 月 28 日から適用する。

附則

この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附則

この規約は、平成 28 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附則

この規約は、令和 2 年 3 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

附則

この規約は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この規約は、令和 5 年 6 月 19 日から施行する。

附則

この規約は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。

附則

この規約は、令和 7 年 10 月 27 日から施行する。